

第1 監査の種類

- 1 財務監査及び行政監査
- 2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

第2 監査の対象

- 1 財務監査及び行政監査

住宅都市局（住宅都市局関連事務を担当する財政局の課を含む。）の事務について、次表の課室公所を対象として実施した。

区 分	監 査 実 施 課 室 公 所 名	
住宅都市局	総務課、企画経理課、監理指導室	
	都市計画部	都市計画課、街路計画課、ウォークブル・景観推進室、交通企画課、交通事業推進室
	営繕部	企画保全課、営繕課、住宅・教育施設課、設備課
	建築指導部	建築指導課、開発指導課、建築審査課、建築安全推進課
	住宅部	住宅企画課、住宅整備課、住宅管理課
	都市整備部	まちづくり企画課、名港開発振興課、耐震化支援室、市街地整備課、アジア・アジアパラ競技大会選手村後利用開発推進室、大曽根北・筒井都市整備事務所、緑都市整備事務所
財政局	リニア関連都心開発部	都心まちづくり課、リニア関連・名駅周辺開発推進課、名駅ターミナル整備室、ささしまライブ24総合整備事務所
	契約部	契約課

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

次表の住宅都市局が所管する公の施設の指定管理者及び住宅都市局を対象として実施した。

公の施設	指定管理者	指定管理期間	所管課
久屋大通公園北部園地・中央園地	三井不動産株式会社	令和 2年 7月 1日 ～令和20年 2月28日	都心まちづくり課

第3 監査の着眼点

1 財務監査及び行政監査

- (1) リニア中央新幹線の開業等に向けたまちづくりが着実に実施されているか
- (2) 住宅セーフティネット機能の強化に向けた取組が着実に実施されているか
- (3) 会計事務が適正に行われているか

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

- (1) 公の施設に係る事業運営は協定に沿って適正に行われているか
- (2) 公の施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか
- (3) 公の施設の管理に係る事業報告書及び収支計算書は、適正に作成されているか

第4 監査の実施内容

1 財務監査及び行政監査

(1) 実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月25日まで

(2) 実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の課室公所で処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 5年 9月30日までに執行された収入、支出、契約、財産管理及び行政運営の各事務並びに現金等の出納保管に関する事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

（1）実施時期

令和 5年 6月 2日から令和 6年 3月25日まで

（2）実施方法

今回の監査は、名古屋市監査委員監査基準に基づき、対象の指定管理者が処理している事務のうち、主として令和 4年 4月 1日から令和 5年 3月31日までに指定管理者が執行した公の施設の管理に係る出納その他の事務について、書類等突合などを試査により実施し、必要な事項については実査を実施した。

また、指定管理者に対する財政援助団体等監査に併せて、住宅都市局所管の事務のうち、公の施設の管理に係る事務の執行について、書類等突合などを試査により実施した。

第5 監査結果

1 財務監査及び行政監査

前記第4の1のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。また、措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、監査対象とした局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

（1）収入金額の確認について（収入事務）

金山南ビルの駐車場（以下「金山駅南駐車場」という。）は、本市と公益財団法人名古屋まちづくり公社（以下「まちづくり公社」という。）が共有している。金山駅南駐車場の管理に関する協定書によると、まちづくり公社は、駐車料金等のうち駐車台数の持分割合で按分した本市の収入金額を、各四半期終了後速やかに駐車料金等報告書により本市へ報告し、納入するものとされている。

地方自治法等によると、普通地方公共団体が歳入を収入するときは、これを

調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならず、調定を行う際には、納入すべき金額等について誤っていないか、法令又は契約に違反する事実がないか調査しなければならないとされている。

金山駅南駐車場の駐車料金等について調査したところ、まちづくり公社は駐車場の管理運営を業者に委託しており、当該業者からの月報によって駐車場全体の収入金額を把握し、本市の収入金額を算定しているとのことであった。また、都市計画課においては、本市の収入金額を請求する際、いずれもまちづくり公社が作成した駐車料金等報告書と執行状況内訳表により、各月の駐車場全体及び本市の収入金額を確認していたものの、委託業者からの証拠書類を入手しての確認は実施しておらず、その他収入金額が適正かについて随時の確認なども行っていなかった。

都市計画課においては、金山駅南駐車場の収入金額を請求する際に、委託業者からの月報を入手するなど、収入金額が適正かどうか確認されたい。

(都市計画課)

(2) 区分所有建物の修繕工事に係る負担金支出について（支出事務）

金山南ビルは、本市（住宅都市局及び観光文化交流局）とまちづくり公社が区分所有している。金山南ビル管理規約等によると、まちづくり公社が金山南ビルの管理者として建物全体の修繕等を実施しており、その費用については、専有部分は区分所有者それぞれが負担し、共用部分は区分所有者が資産区分に応じて負担することとされている。

「金山南ビルR 4第 2期整備工事」として一括発注した工事のうち、共用部分に係る修繕工事について調査したところ、住宅都市局が本来負担すべき金額以上の工事負担金をまちづくり公社からの請求に基づき支出していた。

この差額が生じた原因をさらに調査したところ、観光文化交流局が負担する専有部分修繕工事について、負担すべき工事負担金より少ない金額がまちづくり公社から観光文化交流局へ請求されていた。なお、負担すべき金額との差額については、次表のとおり住宅都市局及びまちづくり公社の専有部分修繕工事並びに共用部分修繕工事に係るそれぞれの負担金に上乗せして、請求されていたことが判明した。

表 金山南ビルR 4 第 2期整備工事（契約金額70,884,000円）

（共用部分）	支出した工事負担金	負担すべき工事負担金	差額
住宅都市局	2,389,418円	2,371,769円	17,649円
観光文化交流局	1,683,094円	1,670,661円	12,433円
まちづくり公社	11,295,346円	11,211,914円	83,432円
合計	15,367,858円	15,254,344円	113,514円

（専有部分）	支出した工事負担金	負担すべき工事負担金	差額
住宅都市局	35,135,693円	34,876,167円	259,526円
観光文化交流局	8,220,000円	8,682,863円	△462,863円
まちづくり公社	12,160,449円	12,070,626円	89,823円
合計	55,516,142円	55,629,656円	△113,514円

都市計画課においては、今回支出した工事負担金について、適正な金額となるよう是正されたい。また、今後同様の事例が生じないよう、工事負担金の支出にあたっては、金額が適正かどうか十分に確認されたい。（都市計画課）

（3）支出命令事務について（支出事務）

本市では、請求書等の支出関係書類について、電子情報化した上で、財務会計総合システムにおいて支出命令者等に送付することとされている。

支出事務について調査したところ、まちづくり企画課において、請求書の日付が、砂消しゴムの使用により修正された事例や鉛筆書きであった事例があり、当該請求書をスキャンして電子情報を作成しているものが見受けられた。

鉛筆書きで日付が記載された請求書を電子情報化し事務処理を行っていた不適正な事例については、令和 2年11月20日に公表した住宅都市局に対する監査において指摘したところである。まちづくり企画課においては、行政文書を改ざんすることはあってはならないことであると職員一人ひとりが改めて自覚するとともに、財務会計総合システムの画面上において電子情報の点検を行う場合、視覚的チェックが機能しにくいというリスクがあることを踏まえ、上司等による確認の徹底を図り再発防止に努められたい。（まちづくり企画課）

(4) 随意契約を締結した場合における公表について（契約事務）

名古屋市契約事務手続要綱によると、少額の随意契約以外の随意契約を締結した場合には、契約相手方の選定理由など定められた事項について公表することとされている。

随意契約の公表の状況について調査したところ、契約の性質上、競争入札に適さないなどの理由により随意契約を締結しているにもかかわらず、公表手続が行われていない事例が複数の所属で見受けられた。

各所属においては、契約事務の透明性を確保するため、名古屋市契約事務手続要綱に基づき適正に公表手続を行われたい。

（まちづくり企画課、市街地整備課、都心まちづくり課）

また、複数の所属において随意契約の公表漏れが発生していたことから、局の契約事務を所管する総務課においては、今後同様の事例が発生しないよう各所属に対し指導されたい。

（総務課）

なお、各所属においては、対象の随意契約に関して公表したほか、再発防止に向けて所属内周知が行われており、必要な措置が講じられた。

(5) 公有財産有償貸付契約における貸付面積について（財産管理事務）

地方自治法等によると、普通財産は、将来の利用又は公益性を妨げないと認める範囲において、公益上必要がある場合のほか、経済的な運用により収益を得ることを目的とする場合に貸し付けることができ、普通財産を借り受けようとする者は、あらかじめ普通財産借受申込書を市長に提出することとされている。

公有財産有償貸付契約に係る関係書類を調査したところ、街路計画課において、普通財産借受申込書の添付資料に記載された貸付面積の計算に誤りがあり、その誤った面積に基づいて算出された年間貸付料で公有財産有償貸付契約を締結している事例が見受けられた。

街路計画課に確認したところ、誤った貸付面積及び年間貸付料で、同一の事業者と平成25年 3月より毎年契約を締結しており、当初契約時から、貸付面積の計算式を示すものとして同じ資料が普通財産借受申込書に添付されていたとのことであった。

街路計画課においては、貸付面積及び年間貸付料を改められたい。また、平成25年から提出資料の確認を怠ったまま、漫然と公有財産有償貸付契約を締結し続けたものと言わざるを得ず、今後同様の事例が発生しないよう、提出資料の確認を徹底されたい。

（街路計画課）

(6) 防火設備の改善について（財産管理事務）

建築基準法（昭和25年法律第 201号）によると、建築物の所有者、管理者又は占有者は、その建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に維持するように努めなければならないとされており、火災予防条例では、防火扉などの防火設備は随時閉鎖もしくは作動できるようその機能を有効に保持するよう管理しなければならないとされている。

また、市営住宅の管理代行に関する基本協定書等によると、名古屋市住宅供給公社（以下「住宅供給公社」という。）が、市営住宅の維持管理、修繕及び改良等に関する業務を行うこととされている。

市営前津荘において、防火扉が随時閉鎖できない状態であったことから、建築設備等点検の報告書を調査したところ、住宅供給公社は点検業者から防火扉が部品の破損や床に擦って随時閉鎖できない箇所があるなど、改善が必要との報告を受けていたが、対応が行われていなかった。さらに、複数年にわたって同じ報告を受けていたにもかかわらず、対応が図られていなかった。また、住宅管理課は、住宅供給公社から点検結果の報告を受けていたが、その後の住宅供給公社の対応について確認を行っていなかった。

防火扉などに不具合がある状態では、火災発生時に必要な機能が発揮されず、入居者への被害が拡大するおそれがある。住宅管理課においては、市営前津荘について法令の基準に適合するよう住宅供給公社を指導されたい。また、他の市営住宅においても同様の事例がないか点検結果の確認を行い、住宅供給公社を適切に指導されたい。

（住宅管理課）

(7) 事業施行者管理道路の一時使用の承認について（財産管理事務）

本市では、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）に基づき、事業施行者として土地区画整理事業を施行している。

「土地区画整理事業により新設及び改築又は廃止される道路の一時使用に係る承認等処理要綱」等によると、管理区域として指定された事業施行者管理道路は、土地区画整理事業に支障が生じない範囲において、電気事業や水道事業などの公益事業又は土木建築工事等、特に必要と認める際には、一時的に使用させることができるとされている。

事業施行者は、事業施行者管理道路の一時使用申請者から申請書等の提出を受け、申請内容が基準に適合すると認められたものについて一時使用承認書を交付している。

また、一時使用申請者は、工事が完了したときは、直ちに工事完了届及び必要な図書（以下「完了届等」という。）を事業施行者に提出し、本市職員の検査を受けることとされている。

事業施行者管理道路の一時使用承認に関する書類を調査したところ、大曽根北・筒井都市整備事務所において、実査時点で工事の期間が終了しているにもかかわらず、一時使用申請者から完了届等の提出がされていないものが散見された。

大曽根北・筒井都市整備事務所に確認をしたところ、一時使用申請者に対する完了届等の提出勧奨は、年度末に電話で行っているのみとのことであった。また、工事の現場状況については、職員が巡回の際に適宜確認しているものの、道路の埋め戻しや舗装の厚さなど、完了届等が提出されなければ確認できない内容が含まれる場合があるため、完了届等が未提出の工事については一律に、職員による検査を行っていなかった。

本件については、平成29年 9月11日に公表した住宅都市局に対する監査においても指摘したところであり、当時は職員に対して速やかに提出勧奨をするよう周知を行ったが、時間の経過とともにおろそかになっていたとのことであった。また、大曽根北・筒井都市整備事務所が作成した使用承認に関するマニュアルには、提出勧奨について記載されていなかった。

大曽根北・筒井都市整備事務所においては、完了届等の未提出及び未提出の工事に対する職員による検査確認の未実施が常態化している状況が見受けられる。工事完了の検査確認は、市民が利用する道路の安全管理のために行うものであることを改めて認識し、完了届等が未提出であった工事について、直ちに

提出を求め、適切に検査を実施するとともに、他に完了届等が提出されず検査確認を実施していない工事がないか確認されたい。

また、マニュアルに完了届等の速やかな提出勧奨について記載するなど、再発防止に努められたい。

(大曾根北・筒井都市整備事務所)

2 財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

前記第4の2のとおり監査した限りにおいて、以下のとおり一部に指摘すべき事項が見受けられた。

住宅都市局においては、指定管理者に対する指摘について、指定管理者に対し、今後の事業執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施するよう通知し、その内容を確認する等必要な措置を講じられたい。また、住宅都市局に対する指摘については、今後の事務執行にあたり、該当する事項の是正及び再発防止策を実施し必要な措置を講じられたい。

措置を講じた場合は、当該措置の内容を通知されたい。

なお、住宅都市局が既に措置を講じたものについては、その内容を記載した。

（1）小規模修繕に係る確認について（財産管理事務）

「久屋大通公園（北エリア・テレビ塔エリア）整備運営事業久屋大通公園北部園地・中央園地指定管理基本協定」（以下「協定」という。）によると、指定管理者は、修繕工事費が250万円を超えない小規模な修繕（以下「小規模修繕」という。）を行った場合は、当該修繕について、本市の完了確認を受けるものとされている。

施設の小規模修繕の実施手続について調査したところ、指定管理者は、本市による小規模修繕の完了確認が必要であると認識していなかったことから、修繕完了の報告を行っておらず、本市の完了確認を受けていなかった。

また、都心まちづくり課においても、実際の修繕実施状況を把握していなかった。

小規模修繕完了後の確認は、市民が利用する施設や設備の安全管理の観点から、適切に実施されるべきものである。

（指定管理者分）

三井不動産株式会社においては、小規模修繕に関して本市への完了報告を行い、適切に確認を受けられたい。

（住宅都市局関係分）

都心まちづくり課においては、指定管理者に対し完了報告を行うよう指導し、小規模修繕の結果を適切に確認されたい。

なお、都心まちづくり課においては、指定管理者から完了報告を受けて、小規模修繕の結果について確認が行われており、必要な措置が講じられた。

(2) 事業報告書の作成について（その他事務）

協定及び仕様書によると、指定管理者は、指定管理業務以外に、自主事業として、観光バス乗降場の管理運営を行うとともに、施設の魅力向上や利用促進に資することを目的とした催事を実施する事業等を行うことができるとされている。

また、指定管理者は、指定管理業務及び自主事業の実施状況や収支決算等を記載した事業報告書を本市に提出することとされており、自主事業に係る収支は、事業報告書の一部である収支決算書において指定管理業務に係る収支と区分して計上することとされている。

久屋大通公園北部園地・中央園地の事業報告書について調査したところ、指定管理業務に係る経費と観光バス乗降場の管理運営を除く自主事業に係る経費が区分されていない状態であった。

事業報告書は、施設の管理運営経費等を把握するための重要な書類であり、正確に作成される必要がある。

（指定管理者分）

三井不動産株式会社においては、令和 4 年度の事業報告書を修正するとともに、今後の事業報告書の作成にあたっては、協定等に従い適正に作成されたい。

（住宅都市局関係分）

都心まちづくり課においては、事業報告書の内容を精査するとともに、指定管理者に対し正確な事業報告書の作成について指導されたい。

第6 意見

リニア中央新幹線の開業等に向けたまちづくりの推進について

本市では、令和 8年に第20回アジア競技大会及び第 5回アジアパラ競技大会（以下「アジア・アジアパラ競技大会」という。）の開催、令和 9年以降にリニア中央新幹線の品川・名古屋間の開業が予定されており、都市としての更なる発展や飛躍を遂げるための大きな二つの好機を迎えようとしている。

名古屋駅周辺については、リニア中央新幹線開業に向けて、平成26年 9月に民間事業者やまちづくり団体、行政など多様な主体が共にまちづくりを進めるための共通目標となる基本方針と具体的な取組を明らかにした「名古屋駅周辺まちづくり構想」が策定されている。現在本市では、この構想の実現に向けて、アジア・アジアパラ競技大会の開催を見据えつつ、整備内容や役割分担などについて適宜関係者間の調整や意見交換を行いながら、駅前広場の再整備やリニア駅上部空間の整備、ささしまライブ24地区・名駅南地区へのアクセス改善等の取組を進めている。

こうした中で、リニア中央新幹線開業に向けたまちづくりに係る予算の執行状況についてみると、入札不調や関係者との調整に時間を要したことなどの理由により、毎年度多額の翌年度繰越額や不用額が発生している状況となっている。リニア中央新幹線については開業時期の遅れが見込まれるものの、令和 8年にはアジア・アジアパラ競技大会により、国内外から多くの方が本市を訪れることから、本市の魅力発信などの効果を最大限発揮するためにも、来訪者を迎える玄関口となる名古屋駅周辺のまちづくりは、本市が主導し、事業の進捗管理を適切に行いながら着実に推し進めていかなければならない。

また、住宅都市局は、名古屋駅周辺に限らず本市全体のまちづくりの所管局として、数多くの構想や計画を策定している。具体的には、都市部のまちづくり全体の方向性を示した「都心部まちづくりビジョン」や交通施策の指針となる「名古屋交通計画2030」、景観形成の基準を示した「名古屋市景観計画」など多岐にわたっている。

そのような状況の中で、各構想や計画において、「名古屋市都市計画マスター

プラン」に定められた本市の基本的な方針や方向性と齟齬がなく、他の構想や計画などとも整合を図ることにより、本市の一体的な発展につなげ、ひいてはリニア中央新幹線全線開業後に形成される世界最大の人口を有する巨大交流圏の中心都市として、圏域のみならず国の成長をけん引していくことが求められている。

住宅都市局においては、リニア中央新幹線開業等に向けた名古屋駅周辺のまちづくりを含め、都心部や地域拠点、交通、景観、さらには住生活や震災対策など様々な施策間で十分に整合を図りながら、本市全体の総合的なまちづくりについて、民間事業者や国・県、関係各局などとの調整を図りつつ、強いリーダーシップを発揮してより一層推進されることを期待する。

《参考資料》 監査対象の概要

久屋大通公園北部園地・中央園地（所在地：中区丸の内三丁目、錦三丁目）

(1) 指定管理者の概要

- ・ 名 称：三井不動産株式会社
- ・ 所 在 地：東京都中央区日本橋室町二丁目 1番 1号
- ・ 指定管理期間：令和 2年 7月 1日～令和20年 2月28日
- ・ 指 定 管 理 料：52,920千円（令和 4年度・税抜）

(2) 主な指定管理業務

- ① 施設を一般の利用に供すること
- ② 業として写真、動画を撮影すること又は物品の販売、募金その他これらに類する行為をすることの許可に関すること
- ③ 施設の維持管理及び修繕（原形を変ずる修繕及び模様替を除く。）に関すること

(3) 事業状況

行為許可件数	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
イベント	2件	34件	65件
撮影	47件	136件	143件

(4) 収支状況（令和 4年度・税抜）

（単位：千円、単位未満切捨て）

収入の部		支出の部	
科 目	決算額	科 目	決算額
指定管理料	52,920	管理運営費	187,703
その他	7,641	（人件費含む）	
収入合計	60,561	支出合計	187,703